

私達は、「船戸の森」の自然を守り、安全安心の憩りの場所であるようにと、活動するボランティア団体です。 (我孫子市の緑のボランティアに登録してあります。)



関心の深い方、賛同してくださる方は 是非、一緒に活動してみませんか! お子さんと一緒でも!



活動の内容

- ① 緑地の保全、維持管理等に必要な活動。 毎月 第2、4金曜日、第3水曜日、最終の月曜日の4回、実施しています。 都合の良い日に参加いただけます。
- ② 森にいる鳥、昆虫、木、草等の自然観察会の活動。
- ③ その他、皆さんで話し合い、 協力し合い活動していく予定です。

連絡先:七尾 04-7184-5866









「船戸の森の会」会則

第1条(名称)

本会は、「船戸の森の会」と称する。

第2条(目的)

本会は、自然を守り、自然に対する理解と愛着を深めるため、船戸の森が、市民の安全、安心のいこいの場所となるように活動することを目的とする。

第3条(我孫子市のみどりのボランティアへの登録)

本会は、目的の実施に当たり、みどりのボランティア(我孫子市緑ボランティアの設置及び活動に関する要綱)に登録する。

第4条(活動)

本会は、次の活動を行う。

- (1) 生態系を良好に維持するための活動。
- (2) 自然環境調査に関する活動。
- (3) 自然観察会等に関する活動。
- (4) 緑地の保全、維持管理等に必要な活動。

第5条(会員)

- (1)「我孫子市緑ボランティアの設置及び活動に関する要綱」の登録資格に該当し、第4条の 活動を行うものを会員とする。会員は、総会において、議決権を有する。
- (2) 家族会員の加入を認める。ただし、議決権は有しない。

第6条(賛助会員)

船戸の森の会の趣旨に賛同し、会に協力していただける個人、団体を、賛助会員とする。

第7条(役員)

- (1)会の役員として、代表1名、副代表若干名、担当役員を数名おき、総会で選出する。任期 は、1年とし再任を妨げない。
- (2)代表は、会を代表し、会全体を取りまとめる。副代表は、代表を補佐し、代表に事故ある とき、または欠けたときは、その職務を代行する。

第8条(担当)

会の運営のため次の担当を置く。

(1) 基礎作業担当 (2) イベント担当 (3) 広報担当

第9条(会費)

- (1) 会員の会費は、年間 1,000 円とする。
- (2) 家族会員の会費は、無料とする。
- (3) 賛助会員の会費は、年間、1口1,000円(以上)とする。

第10条(事業年度と会計)

- (1) 本会の事業年度は、4月1日から、翌年3月31日とする。
- (2) 会計1名、監査1名おく。
- (3) 10周年記念事業準備のため、平成26年から、特別会計を設定し、毎年2万円の基金を 特別会計に、積み立てる。

付則

- 1. この会則は、平成22年4月1日より施行する。
- 2. この会則は、平成26年5月17日一部改正する。